

インターネット上の匿名掲示板に会社情報を投稿した行為と名誉毀損罪の成否

【文 献 種 別】 決定／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和 3 年 9 月 6 日

【事 件 番 号】 令和 3 年（あ）第 836 号

【事 件 名】 名誉毀損被告事件

【裁 判 結 果】 上告棄却

【参 照 法 令】 刑法 230 条

【掲 載 誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25591201

大阪公立大学教授 金澤真理

事実の概要**1 事案の概要**

2017 年 6 月、東名高速道路上で発生した、妨害運転に起因する死傷事故に関して、被疑者（以下、「S」という）が逮捕されたとの報道が同年 10 月になされた。その後広がった、これに関する報道をめぐり、インターネット上の匿名で投稿が可能な掲示板のスレッドに、「S の親って▲区で建設会社社長してるってマジ？ 息子逮捕で会社を守るために社員からアルバイトに降格したの？」と、ある実在の会社（以下、「被害会社」という）につき言及する投稿があった。被告人は、この投稿を受け、その投稿番号を引用したうえで「これ？ 違うかな。」という文章に続けて、被害会社の情報が記載されたホームページの URL を投稿（以下、「本件投稿」という）し、あたかも、同社が S の父親が経営する会社であり、S の勤務先であるかのような事実を掲載し、これを、インターネットを利用する不特定多数の者に閲覧可能な状態にさせた。

2 判断に至るまでの経緯

(1) 第一審（福岡地小倉支判令 2・12・10LEX/DB25568325）は、本件投稿と、これに引用された第三者の投稿とを閲覧者が併せて読んだ場合、両者の記載内容に照らし、本件投稿に記載された URL によって表示される被害会社が、第三者の投稿で示唆された S の父親が経営する会社であり、S の勤務先等である可能性があるとして容易に理解するものと認められること、また、匿名掲示板への他者の投稿に続き、これを引用する形式の投

稿であっても引用閲覧者は、その媒体の性質を踏まえつつ、その投稿の内容等に則して、真偽の可能性について判断を行っているものと解されるところ、本件投稿は、疑問符を用い、「違うかな。」と記載して断定的な表現をしてはいないものの、第三者の投稿の内容自体には疑問を呈することなく、記載した経緯についての説明や何らの留保を付さないまま、第三者の投稿内容を前提に、それに沿った被害会社の情報を記載しているのであるから、本件投稿の閲覧者において、被害会社が S の父親が経営する会社であり S の勤務先等である可能性がおよそないものと理解するとは考え難く、また、インターネット上の匿名掲示板の投稿といえども、その全てが信頼性の低い情報として受け取られるとは限らず、むしろその事実の存在を信じる可能性は十分にあることより、公然と事実を摘示したものと認めた。次いで、摘示事実が名誉を毀損する性質を有するかについても、閲覧者において、被害会社が、広く報道されている前記事故を引き起こした S の勤務先等である可能性があると思わせ、ひいては、被害会社がかかる犯罪者を輩出する不十分な指導や監督しかなし得ない会社であるなどといったイメージを抱かせ、同社がこれまでに培ってきた信用や評判に疑問や誤解を生じさせるものであることを、被害会社が S とは全く関係がないにもかかわらず、同人と関係があることを前提とした苦情の電話や無言電話が殺到したことで、一時休業を余儀なくされたほか、同社代表取締役は、取引先や従業員等に対し、同社が S とは無関係である旨の説明を要する事態となったことをその裏付け事実として挙げつつ示し、本件の事実が名誉毀損性を有することを述べ、

併せて名誉毀損の故意も認め、被告人を名誉毀損罪のかどで30万円の罰金に処した。

(2) 控訴審(福岡高判令3・5・26LEX/DB25590112)は、原判決の認定、説示をおおむね正当と認したうえで、次のように補足的に説明し、控訴を棄却した。

①事実の摘示について

名誉毀損罪において「事実を摘示」することが構成要件とされているのは、ある人(法人を含む。)に関する一定の具体的事実の存在を他人に印象付けることがその人の社会的評価の低下をもたらすからであり、摘示される事実は、人の社会的評価を低下させる可能性を持つ程度に具体的なものでなければならないが、それは、確定的な真実として摘示される必要はなく、表現全体の趣旨としてその事実が存在する可能性を示したものであって、摘示を受けた相手方がその事実の存在を信じる可能性があるのであれば、その人の社会的評価が低下する危険、すなわちその人の名誉が害される危険があるといえるから、事実の摘示に当たると解され、インターネット上の匿名掲示板の投稿が全て信頼性の低い情報として受け取られるとは限らないから、本件投稿の閲覧者が同事実の存在を信じる可能性は十分にある。

②事実の名誉毀損的性質について

一般に、従業員が悪質重大な事件を起こした場合、たとえ業務に関係のない行為であっても、単に雇用していることをもって勤務先に非難や不審の念が向けられるという実情があることに照らすと、本件投稿を見た者が、Sの勤務先であるとされた被害会社について、原判決の説示するようなイメージを抱く可能性があることは明らかであり、本件投稿が被害会社の社会的評価を低下させるに足りるものといえる。

③名誉毀損罪の故意について

本件投稿は、被害会社がSの親が経営する会社であり、Sの勤務先でもあるという事実が存在する可能性を示すものであり、これを見た者が、被害会社が犯罪者を輩出する不十分な指導や監督しかできない会社であるなどといったイメージを抱く可能性があることは明らかである。不特定多数の者が閲覧可能な本件掲示板に本件投稿をした被告人は、本件投稿によって被害会社の社会的評価を低下させるかもしれないことを認識していたと認められ、名誉毀損の未必的な故意を認めた原判

決に誤りはない。

決定の要旨

最高裁第一小法廷は、以下のように、上告棄却の決定を下した。「上告趣意は、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。」

判例の解説

一 本決定は、インターネット上の匿名掲示板への投稿に関し、第三者の投稿を受けて、他人の経営する会社情報のURLを示して投稿した被告人の行為が、名誉毀損に当たるとを認めた原判決を是認し、インターネットに特有の表現形態について、名誉毀損罪が成立することを示した事例判断である。本決定が是認する原判決は、名誉毀損罪における事実の摘示につき、表現全体の趣旨としてその事実が存在する可能性を示したものであって、摘示を受けた相手方がその事実の存在を信じる可能性があるのであれば人の名誉が害される危険があるといえるから、事実の摘示に当たるとして、本件投稿は、被害会社がSの親が経営する会社であり、勤務先でもあるという具体的事実が存在する可能性を示したとして、事実の摘示を認め、また、本件投稿を見た者が被害会社に対して負のイメージを抱くことは明らかであり、その社会的評価を低下させるに足りるとして、名誉毀損的性質に加え、故意も認め、名誉毀損罪の成立を肯定した。名誉毀損罪の判断に関する従前の枠組みを維持しつつ、これまでより一歩踏み込んだと見られる裁判所の判断の背後には、インターネット上の言説が社会に及ぼす影響の大きさや広がりへの考慮があるものと推察される。そこで、まず、名誉毀損罪の法益とその侵害構造や罪質に関し、判例がどのように解してきたかを概観したうえで、本決定の意義を考察する。

二 名誉毀損罪の法益たる名誉は、内部的名誉や名誉感情ではなく、外部的名誉であり、社会的評価が低下することで名誉は毀損されると一般に説明されている。もっとも、名誉という、多分に価値的な法益の侵害(ないしその危険)を、社会

的評価の低下という指標一点のみに依拠して説明しようとする、公衆の面前での平手打ちによっても、その相手の面目をつぶすことは可能であるから、それだけでは名誉毀損罪の可罰性の基準を一義的に導出するには十分といえないであろう。刑法上の名誉毀損は、事実の摘示を要件とする。多くは言論を用いた表現行為を通じてなされる点で共通するといえども、民法上の不法行為としての名誉毀損とはこの点で異なっている¹⁾。摘示された事実が人間相互のコミュニケーションを通じて伝わり、当該事実をあげつらわれた者と、その取り巻く社会との関係を悪化させ、これを媒介として、いわば間接的に相手に攻撃を加え、社会における評価を貶めることが名誉毀損罪の可罰性の根拠と解される。かような本罪の法益侵害構造からは、判例が、人の社会的地位を貶めるおそれのある具体的な事実の摘示が公然となされれば、被害者の評価が現実には低下したことを確認することを待たずに成立する（大判昭13・2・28刑集17巻141頁）と解していることにも理由が見出される。そうすると、本罪は、社会的評価の低下の危険が発生することにより成立すると解されることになる²⁾。

本決定の控訴審が、一定の具体的事実の存在を他人に印象付けることが、その人の社会的評価の低下をもたらすと説き、そのうえでかかる事実の存在可能性の摘示およびその名誉毀損的性質を検討したのも、上記の名誉毀損罪の構成要件構造を踏まえたものと解される。また、事例に関する判断につき、控訴審は、当時の報道の状況を前提としながら、本件投稿が現実には被害会社に対しどのような影響があったかをも考慮して、構成要件該当性を認めている³⁾。しかし、人の社会的評価を貶めるおそれのある一定の具体的事実の存在可能性を示すことによって、既に名誉毀損罪が成立するという立場に立っても、必ずしも本決定と同じ結論に至るとは限らない。そこで、以下では、特に、事実の摘示と、かかる事実の摘示が社会的評価の低下を招来するかに関する判断とに焦点を合わせ、検討を加える。

三 被害会社がSとの間に特定の関係があるかのように暗に示す第三者の投稿を引用してこれを受けると共に、同一のスレッドに被害会社の情報を記載したウェブサイトのURLを付して投稿す

る被告人の行為態様は、インターネット上の匿名掲示板においてしばしば見られる形態のものであるが、その形態をとる投稿を一律に刑法上の名誉毀損罪を構成する事実の摘示と解すべきかは、一個の問題である。ところが控訴審判決は、表現全体の趣旨としてその事実が存在する可能性が示されることに加え、摘示を受けた相手方がその事実の存在を信じる可能性があれば、その人の社会的評価が低下する危険、すなわちその人の名誉が害される危険があるといえるから事実の摘示に当たると説く。

しかし、まず、被害会社の情報が記載されたウェブサイトのURLの表示だけで事実の摘示といえるかが問われなければならない。よしんば摘示された事実が広く信じられることで、その事実を摘示された者の社会における評価が低下するといえたとしても、その逆は論理的に真ではない。それ故本件投稿がそれ自体事実の摘示か否かは、個別に論証を要する点である。ただし、判文は、本件投稿と引用された第三者による投稿とを併せたうえで、「表現全体の趣旨として」事実の存在可能性を認めることができれば、これに肯定的に答えることができるとする。実際、当人を名指ししないものの、その言動をあてこする内容の演劇を自己の編集する新聞に掲載した事例につき、名誉毀損を認めた判例がある（大判大12・5・24刑集2巻437頁⁴⁾）。もっとも、この事例では特定人について、社会的評価の低下を招く事実があったことを推知させる表現を公然と発表したのは、すべて被告人自身であった。そのため、これを敷衍して第三者の投稿を引用し、これに続けて被害会社の情報を示すことをもって、本件投稿自体が被害会社とSとの間の一定の関係に関する具体的事実の存在可能性を示したということには飛躍がある⁵⁾。むしろ両者の関係そのものに関しては第三者の投稿に何ら積極的な内容を加えているとは言えない。

本決定の原審および原々審は、第三者の投稿の引用方法につき、本件投稿が疑問符は付すものの、内容に特段の疑問を呈していないことにも言及する。この点に関しては、噂であるから真偽は別としてなどの留保をしたうえで、名誉毀損のおそれがある風評についての事実を摘示した場合でも、風評の存在ではなく、風評の内容に関する事実の摘示があったものと認めた事例（東京高判昭41・

11・30 刑集 22 巻 1 号 21 頁⁶⁾があることに鑑みれば、伝聞の形態であれ事実の摘示であると評することは可能であるといえよう。しかし、その内容たる事実そのものを本件投稿が示しているとまではいえないのである⁷⁾。

四 以上のように、従前の判例の立場を前提にしてもなお、事実の摘示を認めることは自明とはいえない。それにもかかわらず、判例が名誉毀損罪を認めるのに積極的な姿勢を示すようになったのは、インターネットの個人利用者による表現行為に関する最高裁判例が契機となったように思われる(最判平 22・3・15 刑集 64 巻 2 号 1 頁)。この判決は、従前マスコミ等が主に担っていた情報発信主体の役割を個人へも分散させるインターネットの普及の現実を踏まえて、その表現行為の信頼性に言及し、インターネット上の情報といえども、「おしなべて、閲覧者において信頼性の低い情報として受け取るとは限らない」と述べる一方で、「不特定多数のインターネット利用者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではな」いことを挙げ、インターネットを用いた表現に対する名誉の保護の必要性について説いていた。本決定の控訴審もまたインターネット上の掲示板への投稿が全て信頼性の低い情報と受け取られるとは限らないとし、さらに、本件投稿を見た者が抱きうる負のイメージを根拠に名誉毀損罪の成立を認めている。

しかし、インターネット上といえども、名誉毀損罪の構造自体が変わるわけではなく、解釈論に特段の差異を設けるべきでないことは⁸⁾、前掲平成 22 年最高裁決定も(公共の事実に関する特例の適用可能性に関してではあるが)述べるとおりである。プロバイダ等による発信者開示の方途を整え⁹⁾、民事責任の追及を模索してもなお不十分な場合に限って、刑事法上の名誉毀損罪が問われるべきであろう。そのためにも、断片的に発信された複数の情報をつなげ、全体の趣旨から人の社会的評価の低下を招く事実の存在可能性が読み取れる場合を名誉毀損罪に含める解釈に対して、最高裁自らの批判的検討がなされてしかるべきであったと考えられる。

●—注

- 1) これに対し、事実を摘示しなくとも成立する侮辱罪は、挙動によってもなしうる。
- 2) 多数の見解(代表的なものとして団藤重光『刑法綱要各論〔第3版〕』(創文社、1990年)513頁)が本罪を危険犯と解するのにに対し、名誉毀損罪の法益を社会的情報状態、正当な社会的評価を受ける権利と抽象化したうえで、これを侵害犯と捉えなおす有力な見解(平川宗信『刑法各論』(有斐閣、1995年)227頁、佐伯仁志「名誉とプライバシーに対する罪」『刑法理論の現代的展開 各論』(日本評論社、1996年)80頁)が対立して主張される。もっとも、多数説に立脚しても事実の摘示により名誉が傷つけられ社会的評価が低下する典型的な可能性を要するとされる(橋本正博『刑法各論』(新世社、2017年)146頁)一方、有力説に拠っても、最終的な評価の低下に至らずとも状況の変化に本罪の成立を認めることができることから具体的な事案の処理に大きな相違は生じない。
- 3) なお法人の経済活動に関する信用失墜については、信用毀損罪の成否が問われるべきことについて、金澤真理「判批」法セ 807 号(2022年)140頁以下(141頁)。
- 4) 具体的事実の内容は演劇の筋立てによって示され、事情に通じていればその名宛人をも推知することができる事例につき、名誉毀損罪の成立を認めた。
- 5) もとより、事実の摘示を要件としない民法上の名誉毀損においては、スレッドのタイトルや前後の投稿との関係で、名誉侵害の有無や、これに応じた損害賠償、原状回復の要否が判断されてしかるべきである。民事判例においては、掲示板の種類やスレッドのタイトル、テーマや文脈等との関係で名誉毀損が認められたものは多数にのぼる(例えば最近の例として東京地判 29・9・14LEX/DB25539587、東京地判 29・10・25LEX/DB25539574、東京地判 3・4・27LEX/DB25589173等)。
- 6) 本判決は、名誉毀損罪の成立に事実の摘示が要件とされているのは、「一定の具体的事実の存在を他人に印象づけることが当該本人の人格的価値の社会による承認ないし評価の低下を来さしめる」と論じたものである。
- 7) なお、対話の相手の発言に対して、疑問を留保しつつもそれを明示することなく、その内容を補充、補足して答えることは日常的に稀ではないことから、引用元の投稿への疑問の表明の有無が、事実の摘示の認定を左右するような重要性があるといえるかには疑問の余地がある。
- 8) 只木誠「インターネットと名誉毀損」現刑 1 巻 8 号(1999年)43頁以下、渡邊卓也『電脳空間における刑事規制』(成文堂、2006年)164頁以下、永井善之「インターネットと名誉・わいせつ犯罪」刑ジャ 15 号(2009年)10頁。
- 9) 2001(平成 13)年、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律が制定された。法制定および改正経緯については、岡田好史「インターネット上の誹謗中傷に対する法改正の動向」専修大学今村法律研究室報 76 巻(2022年)1頁以下。